

<学校の設置等の認可>

○提出書類

	項目	提出書類等
1	学校の設置 学則の変更	① 認可申請書 ② 目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法、開設の時期を記載した書類 ③ 校地、校舎等の図面
2	学校の廃止	① 認可申請書 ② 廃止の事由及び時期並びに生徒の処置方法を記載した書類
3	設置者の変更	① 認可申請書（新旧設置者の連署） ② 変更前後の目的、名称、位置、学則、経費の見積り及び維持方法並びに変更の事由及び時期を記載した書類
4	課程、学科、専攻科、別科の設置	① 認可申請書 ② 事由、名称、位置、学則の変更事項、経費の見積り及び維持方法、開設の時期を記載した書類 ③ 校地校舎等の図面
5	分校の設置	4と同じ

○根拠法令

学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）

（総則）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会

○審査基準

高等学校設置基準（昭和23年1月27日文部省令第1号）

学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）